

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎私立学校法等施行細則の一部を改正する規則 (5・29掲示)	1
◎高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (〃)	1
◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (〃)	4
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 (〃)	21
◎薬事法施行細則の一部を改正する規則 (〃)	22
◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (〃)	23
告示	
◎告示(高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め)の一部改正 (水産政策課) (5・29掲示)	43
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	44
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	45
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	45
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	45
公告	
○平成21年度登録販売者試験の実施 (医療薬務課)	45
○換地処分の届出(四万十町) (農業基盤課)	45
入札公告	
○一般競争入札(高知県土木行政総合情報システム用サーバの借り入れ)の公告(建設管理課)	45
正誤	
○正誤(平19・12・7付け告示ほか)	47

規則

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年5月29日(掲示済)

高知県規則第57号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則(昭和51年高知県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第8条中「及び障害児教育運営費補助金」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成21年5月29日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第58号

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)を施行するため、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号。次条において「政令」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)並びに高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)において使用する用語の例による。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第3条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登録住宅性能評価機関による法第6条第1項第1号に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該住宅に係る当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第1号において同じ。)の写し

高知県知事 尾崎 正直

(3) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。次条第1号において同じ。)の写し

(4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年2月国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれらと同等の試験、分析又は測定を含む。以下この号において「試験等」という。)を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書)

(5) 法第6条第1項第3号に掲げる基準(以下「居住環境基準」という。)に適合することを確認するために必要な次に掲げる図書及び書面

ア 居住環境基準に適合することを確認するために必要な図書及び書面
イ 第5条第1号に規定する計画に定められた建築物に関する事項等に適合する旨の証明書等が交付されている場合にあっては、当該証明書等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める図書又は書面
(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないこととなるときにおける当該図書

ア 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下この号において同じ。)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計

画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が不要であると認める図書又は書面
(居住環境基準への適合)

第5条 知事は、居住環境の維持及び向上への配慮に関して支障がないと認めるときを除き、次に掲げる場合において、長期優良住宅建築等計画が居住環境基準に適合すると認めるものとする。

(1) 長期優良住宅建築等計画に係る行為が次に掲げる規定により届け出なければならない行為に該当する場合において、それぞれに掲げる計画に定められた建築物に関する事項又は建築物に係る行為の制限(建築物の敷地、構造、建築設備、用途、高さ、建築面積、容積率、建ぺい率、壁面の位置、沿道整備道路に係る間口率及び形態意匠についての制限に限る。)に適合していること。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項又は第2項 地区計画(同法第12条の5に規定する地区計画をいう。)

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第33条第1項又は第2項 防災街区整備地区計画(同法第32条に規定する防災街区整備地区計画をいう。)

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第33条第1項又は第2項 歴史的風致維持向上地区計画(同法第31条に規定する歴史的風致維持向上地区計画をいう。)

エ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第10条第1項又は第2項 沿道地区計画(同法第9条に規定する沿道地区計画をいう。)

オ 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第6条第1項又は第2項 集落地区計画(同法第5条に規定する集落地区計画をいう。)

カ 景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項 景観計画(同法第8条に規定する景観計画をいう。)

(2) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の敷地が次に掲げる区域内又は地区内でないこと。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予

定区域

オ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の規定による事業計画を定めた旨の告示がされた日後における同法第2条第3項に規定する改良地区
(建築が完了した旨の報告)

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、速やかに別記第1号様式による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書を知事に提出しなければならない。
(建築又は維持保全を取りやめる旨の申出手続)

第7条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする者は、別記第2号様式による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書を知事に提出しなければならない。
(申請等の取下げ手続)

第8条 法の規定により申請又は申出をした者が当該申請又は申出を取り下げようとするときは、別記第3号様式による申請等取下げ届を知事に提出しなければならない。
(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 印
 (法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第　　号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年　月　日

3 認定に係る住宅の位置

4 住戸の番号

5 認定計画実施者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

6 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことを確認した建築士等
(　級) 建築士 (　　) 登録 第　　号

住所

氏名

(　級) 建築士事務所 (　　) 登録 第　　号

名称

所在地

7 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査

検査済証交付日 年　月　日

検査済証番号 第　　号

注 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式（第7条関係）

年　月　日

高知県知事 様

申出者 住所
氏名 印
 (法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる
旨の申出書

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめますので、高
知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により下記のとおり申
し出します。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第　　号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年　月　日

3 認定に係る住宅の位置

4 住戸の番号

5 認定計画実施者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職
名及び氏名

6 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる年月日

年　月　日

注 申出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。

第3号様式 (第8条関係) <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>届出者 住所 氏名 印 (法人の場合は、主たる事務所の所) 在地、名称及び代表者の職・氏名</p> <p>申請等取下げ届</p> <p>先にしました申請等を都合により取り下げたいので、高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 取り下げる申請等の名称及び年月日 名称 年　月　日</p> <p>2 認定に係る住宅の位置</p> <p>3 住戸の番号</p> <p>4 認定計画実施者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名</p> <p>注 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。</p>		<p>~~~~~</p> <p>高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。 平成21年5月29日(掲示済)</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第59号 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成21年高知県条例第10号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (土砂等の埋立て等から除かれる行為)</p> <p>第3条 条例第2条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設 (2) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出がされ、同法第12条の経済産業省令で定める技術基準に適合していると認められた特定施設 (3) 汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するもの <p>2 知事は、前項第3号の規定により施設を指定するときは、当該施設の名称、所在地その他必要な事項を告示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。</p> <p>3 第1項第3号の規定による施設の指定及び当該指定の廃止は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。 (土砂基準)</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規則で定める土砂基準は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の土砂基準に適合しているかどうかの判断は、別表第1の左欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。 (水質基準)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規則で定める水質基準は、別表第2</p>
--	--	---

の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値に定めるとおりとする。

2 前項の水質基準に適合しているかどうかの判断は、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。

(公共的団体)

第6条 条例第10条第1号の規定で定める公共的団体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第2章の規定により設立された日本下水道事業団

(2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第2章の規定により設立された地方住宅供給公社

(6) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第2章の規定により設立された地方道路公社

(7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定に基づき設立された土地開発公社

(8) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合(これらの者が同法第2条第2項に規定する土地改良事業を行う場合に限る。)

(9) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項又は第2項の規定により認可された土地区画整理組合(これらの者が同法第2条第1項に規定する土地区画整理事業を施行する場合に限る。)

(10) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項又は第2項の規定により認可された市街地再開発組合(これらの者が同法第2条第1号に規定する市街地再開発事業を施行する場合に限る。)

(許可を要しない特定埋立事業)

第7条 条例第10条第5号の規定で定める特定埋立事業は、運動場(継続して使用されているものに限る。)の本来の機能を保全するために表土を補充する行為として行う特定埋立事業とする。

(特定埋立事業の許可の申請手続)

第8条 条例第11条第1項の申請書は、別記第1号様式による特定埋立事業許可申請書とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

い。

(1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)

(2) 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し

(3) 特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに当該特定埋立事業場及びその付近の状況を示した見取図

(4) 特定埋立事業場の計画平面図及び計画断面図(特定埋立事業の施工前の現況を確認することができるものに限る。)

(5) 特定埋立事業区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書面を含む。)及び公図の写し

(6) 特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの別記第2号様式による検査試料採取調書及び当該検査の結果を証する書面(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。)

(7) 特定埋立事業に使用される土砂等の量を積算した計算書

(8) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(9) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図

(10) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(11) 特定埋立事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(12) 申請者が条例第13条第1項第6号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(13) 周辺住民への特定埋立事業についての周知状況を示す書面

(14) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第11条第1項第13号及び同条第2項第6号の規定で定める事項は、当該申請者が未成年者である場合における法定代理人の氏名及び住所とする。

4 条例第11条第2項の申請書は、別記第3号様式による特定埋立事業(一時たい積事業)許可申請書とする。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第2項第1号から第3号まで、第5号、第11号及び第13号に掲げる書類

(2) 特定埋立事業区域内の表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造である場合にあっては、その構造図

(3) 特定埋立事業区域内の表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造でない場合にあっては、第2項第6号に掲げる書類

(4) 特定埋立事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図(特定埋立事業の施工前の現況を確認することができるものに限る。)

(5) 申請者が条例第13条第2項第6号に規定する同条第1項第6号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(6) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

6 第2項第6号(前項第3号の規定により適用する場合を含む。)の特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査は、特定埋立事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定埋立事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとにしなければならない。(構造上の基準)

第9条 条例第13条第1項第3号(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定で定める構造上の基準は別表第4に、条例第13条第2項第3号(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定で定める構造上の基準は別表第5に掲げるとおりとし、当該構造上の基準のすべてに適合しなければならないものとする。(使用者の範囲)

第10条 条例第13条第1項第6号エ及びオ(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定で定める使用人は、当該申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である者とする。

(1) 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの(構造上の基準等を適用しない行為)

第11条 条例第13条第3項(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定で定める行為は、別表第3に掲げる行為とする。(変更の許可の申請手続等)

第12条 条例第15条第1項ただし書の規定で定める軽微な変更是、次に掲げる事項の変更とする。

(1) 条例第10条の許可を受けた者(当該者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。)の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名若しくは氏名又

は主たる事務所の所在地)
 (2) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工を管理する事務所の所在地
 (3) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工を管理する者の氏名
 (4) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業に使用される土砂等の量(当該土砂等の量を減少させる場合に限る。)
 (5) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工期間(当該施工期間を短縮させる場合に限る。)
 (6) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業に使用される土砂等の採取場所又は搬入計画
 2 条例第15条第2項の申請書は、別記第4号様式による特定埋立事業変更許可申請書とする。
 3 前項の申請書には、第8条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類のうち変更をしようとする事項に係る書類を添付しなければならない。
 4 条例第15条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記第5号様式による特定埋立事業変更届を提出しなければならない。
 5 前項の特定埋立事業変更届には、第1項第1号に掲げる事項の変更の場合にあっては条例第10条の許可を受けた者(その法定代理人に係る変更の場合にあっては、当該法定代理人)の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)を、同項第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては特定埋立事業に使用される土砂等の量を積算した計算書を添付しなければならない。
 (土砂等の搬入の届出手続)

第13条 条例第16条の規定による届出をしようとする者は、搬入しようとする土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、別記第6号様式による土砂等搬入届を提出しなければならない。

2 条例第16条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該採取場所の責任者が発行した別記第7号様式による土砂等採取場所証明書とする。

3 条例第16条の当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの別記第2号様式による検査試料採取調書及び当該検査の結果を証する書面(環境計量士が発行したものに限る。)とする。

4 条例第16条第2号の規則で定める書面は、土砂等に係る譲渡証明書その他の当該土砂等が同号の採取場所から採取され、取引されたものであることを証する書面とする。
 (土砂等管理台帳)

第14条 条例第17条の土砂等管理台帳は、別記第8号様式による特定埋立事業土砂等管理台帳又は別記第9号様式による特定埋立事業土砂等管理台帳(一時たい積事業用)によるものとす

る。

2 条例第17条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称並びに代表者の職名及び氏名)
 (2) 条例第10条の許可に係る許可年月日及び許可番号
 (3) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置及び面積
 (4) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工を管理する者の氏名
 (5) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業に使用される土砂等の量(特定埋立事業が一時たい積事業である場合にあっては、年間の当該特定埋立事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量並びに当該特定埋立事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の土砂等の量)
 (6) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工期間
 (7) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職名及び氏名)
 (8) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名(特定埋立事業に使用された土砂等の量の報告手続)

第15条 条例第18条の規定による報告をしようとする者は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日(特定埋立事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定埋立事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日)から3週間以内に、別記第10号様式による特定埋立事業状況報告書を提出しなければならない。ただし、当該特定埋立事業を完了したとき、廃止したとき又は休止しようとするときにあっては、条例第22条第1項又は第23条第2項の規定による届出のときに提出するものとする。
 (水質検査)

第16条 条例第19条第1項の規定による水質検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業を開始した日から6月ごと(特定埋立事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定埋立事業を開始した日から3月ごと)に行わなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による水質検査のための試料の採取は、知事が指定する期日において、知事が指定する職員が立ち会った上でしなければならない。

3 条例第19条第1項又は第2項の規定による水質検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。
 (土壤検査)

第17条 前条第1項の規定は条例第19条第1項ただし書の規定に基づく土壤検査について、前条第2項の規定は条例第19条第2項の規定による土壤検査のための試料の採取について準用する。

2 条例第19条第1項ただし書又は第2項の規定による土壤検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域内の別表第1の左欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。

3 前項の土壤検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定埋立事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとにしなければならない。
 (水質検査等の報告手続)

第18条 条例第19条第3項の規定による報告をしようとする者は、条例第19条第1項の規定による水質検査又は同項ただし書の規定に基づく土壤検査にあっては条例第10条の許可に係る特定埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日(特定埋立事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定埋立事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日)から3週間以内に、条例第19条第2項の規定による水質検査又は土壤検査にあっては知事が指定する日までに、別記第11号様式による特定埋立事業水質・土壤検査報告書を提出しなければならない。

2 前項の特定埋立事業水質・土壤検査報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1) 水質検査又は土壤検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
 (2) 水質検査又は土壤検査のために採取した試料ごとの別記第2号様式による検査試料採取調書
 (3) 水質検査又は土壤検査の結果を証する書面(環境計量士が発行したものに限る。)
 (標識の掲示等の方法)

第19条 条例第21条第1項の規定による標識の掲示は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業が施工されている間、縦及び横の長さがそれぞれ90センチメートル以上である標識によりしなければならない。

2 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 条例第10条の許可に係る許可年月日及び許可番号
 (2) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の目的
 (3) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業場の位置
 (4) 条例第10条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事

<p>務所の所在地)並びに電話番号 (5) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号 (6) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工を管理する者の氏名 (7) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業の施工期間 (8) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の面積 (9) 条例第10条の許可に係る特定埋立事業場の見取図 3 条例第21条第2項の規定による境界を明らかにする表示は、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置することによりしなければならない。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにできる場合にあっては、この限りでない。 (特定埋立事業の完了の届出手續) 第20条 条例第22条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記第12号様式による特定埋立事業完了届を提出しなければならない。 (特定埋立事業の廃止等の届出手續) 第21条 条例第23条第2項の規定による届出をしようとする者は、別記第13号様式による特定埋立事業廃止等届を提出しなければならない。 (特定埋立事業の譲受けの許可の申請手續) 第22条 条例第24条第2項の申請書は、別記第14号様式による特定埋立事業譲受け許可申請書とする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書) (2) 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し (3) 特定埋立事業区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書面を含む。) (4) 前3号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類 3 条例第24条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるところとする。 (1) 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所 (2) 特定埋立事業の施工を管理する者の氏名 (3) 特定埋立事業を譲り受けようとする理由 (特定埋立事業の許可に基づく地位の承継の届出手續) 第23条 条例第25条第2項の届出書は、別記第15号様式による特定埋立事業地位承継届とする。</p>	<p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書) (2) 届出者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し (3) 特定埋立事業の許可に基づく地位の承継の原因となった相続、合併又は分割の事実を証する書面 3 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるところとする。 (1) 届出者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所 (2) 特定埋立事業の施工を管理する者の氏名 (身分証明書) 第24条 条例第29条第2項の職員の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。 (書類の提出部数) 第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。 (委任) 第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 この規則は、平成21年6月1日から施行する。</p>	
--	--	--

別表第1 (第4条、第17条関係)

土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの、メチルジメトンにあっては排水基準告示付表2に掲げる方法
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素 ^{ひそ}	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法

	ラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シスー1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

	ラム以下	法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法

- 備考 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表において、「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この表において、「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第2(第5条、第16条関係)

水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
緑水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

シスー1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 -トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 -トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
ふつ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法

備考 1 この表において、「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 この表において、「有機燐」^{りん}とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第3 (第8条、第11条関係)

- 1 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業としての行為
- 2 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 3 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可(高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)第3条第1項ただし書又は第5条第1項の規定による許可を含む。)を要する行為
- 4 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 5 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 6 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業としての行為又は同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項、第8条第1項又は第37条の5の規定による許可を要する行為
- 9 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 河川法(昭和39年法律第167号)第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項の規定による許可又は同法第59条第4項の規定に基づく認可を要する行為
- 13 都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業としての行為又は同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定による許可を要する行為
- 18 高知県砂防指定地管理条例(平成14年高知県条例第57号)第4条第1項の規定による許可を要する行為
- 19 高知県海岸管理条例(平成17年高知県条例第79号)第5条第1項の規定による許可を要する行為

別表第4 (第9条関係)

- 1 特定埋立事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようくい打ち、土の置換等の他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定埋立事業を施工する場合にあっては、特定埋立事業を施工する前の地盤と特定埋立事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないよう段切り等の他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定埋立事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の左欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ	のり面の勾配
(1) 砂、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
	イ ア以外のもの	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合は、1.5メートル）以上の勾配
(2) (1)以外のもの		5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
		安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定埋立事業の完了後の地盤に雨水等の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化等の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定埋立事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第5 (第9条関係)

- 1 特定埋立事業場の隣接地と特定埋立事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定埋立事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

特定埋立事業区域の面積	保安地帯の幅
5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等のたい積の高さが5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別記
第1号様式 (第8条関係)

特定埋立事業許可申請書		
年　月　日		
高知県知事様		
申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞		
電話番号		
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置（所在地）	特定埋立事業場の面積 平方メートル うち特定埋立事業区域の面積 平方メートル	
特定埋立事業場の設置計画	別紙のとおり	
特定埋立事業の施工を管理する事務所の所在地	電話番号	
特定埋立事業の施工を管理する者の氏名		
特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	別紙のとおり	
特定埋立事業に使用される土砂等の量	立方メートル	
特定埋立事業の施工期間	年　月　日から	年　月　日まで
特定埋立事業が完了した場合の特定埋立事業場の構造	別紙のとおり	
特定埋立事業に使用される土砂等の採取場所並びに採取場所からの搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり	
特定埋立事業区域内の浸透水を採取するための措置の内容	別紙のとおり	
特定埋立事業が施工されている間ににおいて、特定埋立事業区域以外の地域への特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置の内容	別紙のとおり	
申請者の法定代理人の住所及び氏名 (申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。)		

- 注 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
2 特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに申請してください。

(裏面)

注 次の書類を添えてください。

- 1 申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
- 2 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し
- 3 特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定埋立事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定埋立事業場の計画平面図及び計画断面図（特定埋立事業の施工前の現況を確認することができるものに限ります。）
- 5 特定埋立事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が所有者でない場合は、使用権原を証する書面を含みます。）及び公図の写し
- 6 特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第2号様式）及び検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限ります。）
- 7 特定埋立事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 8 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、その安定計算を記載した書面
- 9 摊壁を用いる場合は、その摊壁の断面図
- 10 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の摊壁を用いる場合は、その摊壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 11 特定埋立事業が高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、その行為に該当することを証する書面
- 12 申請者が高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項第6号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 13 周辺住民への特定埋立事業についての周知状況を示す書面
- 14 その他知事が必要があると認める書類

高知県収入証紙はり付け箇所

第2号様式 (第8条、第13条、第18条関係)

検査試料採取調書		年　月　日
高知県知事 様		
採取者	住所 所属 職名 氏名	印
採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載されている発行番号等		
検体区分	土砂等 ・ 浸透水	
採取年月日	年　月　日	
採取日の天候		
採取深度（土砂等の採取の場合にのみ記入してください。）		

第3号様式 (第8条関係)

特定埋立事業（一時たい積事業）許可申請書		年　月　日
高知県知事 様		
申請者	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）	印	
電話番号		
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置（所在地）	特定埋立事業区域の面積 平方メートル うち特定埋立事業場の面積 平方メートル	
特定埋立事業場の設置計画	別紙のとおり	
特定埋立事業の施工を管理する事務所の所在地	電話番号	
特定埋立事業の施工を管理する者の氏名		
特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造である場合は、その構造）	別紙のとおり	
年間の特定埋立事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量 立方メートル 年間の搬出予定量 立方メートル	
特定埋立事業の施工期間	年　月　日から 年　月　日まで	
特定埋立事業場の構造	別紙のとおり	
特定埋立事業区域内の浸透水を採取するための措置の内容	別紙のとおり	
特定埋立事業に使用される土砂等について、その土砂等の採取場所ごとにその土砂等を区分するための措置の内容	別紙のとおり	
申請者の法定代理人の住所及び氏名（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）		

注 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
 2 特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに申請してください。

(裏面)

注 次の書類を添えてください。

- 1 申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
- 2 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し
- 3 特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定埋立事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定埋立事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が所有者でない場合は、使用権原を証する書面を含みます。）及び公図の写し
- 5 特定埋立事業区域内の表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造である場合は、その構造図
- 6 特定埋立事業区域の表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造でない場合は、特定埋立事業区域の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びにその採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第2号様式）及びその検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限ります。）
- 7 特定埋立事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定埋立事業の施工前の現況を確認することができるものに限ります。）
- 8 特定埋立事業が高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、その行為に該当することを証する書面
- 9 申請者が高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第13条第2項第6号に規定する同条第1項第6号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 10 周辺住民への特定埋立事業についての周知状況を示す書面
- 11 その他知事が必要があると認める書類

高知県収入証紙はり付け箇所

第4号様式（第12条関係）

特定埋立事業変更許可申請書

年 月 日

高知県知事様

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
印

電話番号

許可年月日及び許可番号	年	月	日	第	号
変更の内容	変更後		変更前		
変更の理由					

高知県収入証紙はり付け箇所

- 注 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
 2 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類のうち変更をしようとする事項に係る書類を添えてください。
 3 変更が生ずる日の60日前までに申請してください。

第5号様式 (第12条関係)

特定埋立事業変更届		年　月　日
高知県知事 様		
届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞		
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号	
変更の内容	変更後	変更前
変更の理由		

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
- 2 特定埋立事業の許可を受けた者の氏名又は住所の変更の場合はその許可を受けた者の住民票の写し（法人のときは、登記事項証明書）を、特定埋立事業の許可を受けた者の法定代理人人の氏名又は住所の変更の場合はその法定代理人の住民票の写しを、特定埋立事業に使用される土砂等の量の変更の場合はその特定埋立事業に使用される土砂等の量を積算した計算書を添えてください。
- 3 変更が生じた日から10日以内に届け出してください。

第6号様式 (第13条関係)

土砂等搬入届		年　月　日
高知県知事 様		
届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞		
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号	
土砂等の採取場所の所在地		
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号		
土砂等の搬入予定量等	採取場所からの搬入予定量 (うち今回の搬入量)	立方メートル 立方メートル
土砂等の搬入期間	年　月　日から　年　月　日まで	
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号		

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
- 2 土砂等採取場所証明書（別記第7号様式）並びに検査試料採取調書（別記第2号様式）及び検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限ります。）を添えてください。ただし、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条各号のいずれかに該当する場合は、検査試料採取調書及び検査の結果を証明する書面の添付を省略することができます。
- 3 土砂等の搬入を開始する日の30日前までに届け出してください。

第7号様式 (第13条関係)

土砂等採取場所証明書	
証明に係る土砂等の採取場所の所在地	
証明に係る土砂等が発生した建設工事等の概要(建設工事等により土砂等が発生した場合にのみ記入してください。)	工事名
発注者	住所 氏名 電話番号
工事施工期間	
証明に係る土砂等の量	立方メートル
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号	
上記のとおりであることを証明します。 年 月 日	
責任者 住所 氏名 電話番号	

第8号様式 (第14条関係)

特定埋立事業土砂等管理台帳 (年 月分)

特定埋立事業の事業者の氏名(名称及び代表者の職・氏名)		特定埋立事業の許可年月日及び許可番号	
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置(所在地)		特定埋立事業の施工期間	
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の面積		特定埋立事業に使用される土砂等の搬入量	
特定埋立事業の施工を管理する者の氏名及び電話番号		特定埋立事業に使用される土砂等の採取場所からの運搬手段	
特定埋立事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名			

(単位:立方メートル)

日付	1日ごとの搬入量	採取場所ごとの内訳			
		前月までの累計 ()	採取場所 () 事業者名 ()	採取場所 () 事業者名 ()	採取場所 () 事業者名 ()
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計 (残)					

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第9号様式(第14条関係)

特定埋立事業土砂等管理台帳(一時たい積事業用)(年月分)

特定埋立事業の事業者の氏名(名称及び代表者の職・氏名)		特定埋立事業の許可年月日及び許可番号	
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置(所在地)		特定埋立事業の施工期間	
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の面積		年間の特定埋立事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量並びに最大たい積時の土砂等の量	
特定埋立事業の施工を管理する者の氏名及び電話番号		特定埋立事業に使用される土砂等の採取場所からの運搬手段	
特定埋立事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名			

(単位:立方メートル)

日付	搬入量	採取場所ごとの内訳			搬出量	搬出先ごとの内訳			残量
		前月までの累計()	採取場所(事業者名)	採取場所(事業者名)		前月までの累計()	()	()	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計									
累計									

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第10号様式(第15条関係)

特定埋立事業状況報告書

年月日

高知県知事様

届出者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)印

電話番号

許可年月日及び許可番号	年月日第号
今回の報告に係る期間	年月日から年月日まで
特定埋立事業区域の面積	平方メートル
実施済面積(特定埋立事業が一時たい積事業である場合は、たい積の面積)	平方メートル
特定埋立事業に使用された土砂等の量(特定埋立事業が一時たい積事業である場合は、土砂等の搬入量及び搬出量)	立方メートル (搬入量 搬出量) 立方メートル 立方メートル)

注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。

2 特定埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日(特定埋立事業が一時たい積事業である場合は、特定埋立事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日)から3週間以内に報告してください。ただし、特定埋立事業を完了したとき、廃止したとき又は休止しようとするときは、それぞれの届出のときに報告してください。

第11号様式 (第18条関係)

特定埋立事業水質・土壤検査報告書		年　月　日
高知県知事様		
届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞		
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年　月　日	第　　号
検査の区分	水質検査・土壤検査	
検査試料の採取者の住所、氏名及び電話番号		
検査試料の採取年月日	年　月　日	
検査結果	別紙のとおり	

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
 2 次の書類を添えてください。
 (1) 水質検査又は土壤検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
 (2) 水質検査又は土壤検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第2号様式）
 (3) 水質検査又は土壤検査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限ります。）
 3 特定埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定埋立事業が一時たい積事業である場合は、特定埋立事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内に報告してください。ただし、特定埋立事業を完了したとき又は廃止したときの水質検査及び土壤検査については、知事が指定する目までに報告してください。

第12号様式 (第20条関係)

特定埋立事業完了届		年　月　日
高知県知事様		
届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞		
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年　月　日	第　　号
完了年月日	年　月　日	
検査希望年月日	年　月　日	

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
 2 特定埋立事業を完了した日から10日以内に届け出してください。

第13号様式（第21条関係）

特定埋立事業廃止等届 年　月　日	
高知県知事 様	
届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞	
電話番号	
許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
特定埋立事業の廃止、休止又は再開の別	廃止・休止・再開
廃止年月日（休止予定年月日又は再開年月日）	年　月　日
休止予定期間（休止の場合にのみ記入してください。）	年　月　日から　年　月　日まで
検査希望年月日（廃止の場合にのみ記入してください。）	年　月　日
特定埋立事業場の構造（廃止の場合にのみ記入してください。）	別紙のとおり
特定埋立事業を休止している間において、特定埋立事業区域以外の地域への特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置の内容（休止の場合にのみ記入してください。）	別紙のとおり
特定埋立事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積（特定埋立事業が一時たい積事業である場合で、廃止又は休止のときにのみ記入してください。）	平方メートル

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
 2 廃止の場合は、特定埋立事業を廃止した日から30日以内に届け出してください。

第14号様式（第22条関係）

特定埋立事業譲受け許可申請書 年　月　日	
高知県知事 様	
申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊞	
電話番号	
許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
特定埋立事業の施工期間	年　月　日から　年　月　日まで
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置	
特定埋立事業の施工を管理する者の氏名	
譲渡人の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	
譲受けの理由	
申請者の法定代理人の住所及び氏名（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	

- 注 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
 2 次の書類を添えてください。
 (1) 申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
 (2) 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し
 (3) 特定埋立事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が所有者でない場合は、使用権原を証する書面を含みます。）
 (4) その他知事が必要があると認める書類
 3 特定埋立事業に着手しようとする日の30日前までに申請してください。

第15号様式 (第23条関係)

特定埋立事業地位承継届		年　月　日
高知県知事 様		
届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） 印		
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年　月　日	第　号
特定埋立事業の施工期間	年　月　日から	年　月　日まで
特定埋立事業区域及び特定埋立事業場の位置		
特定埋立事業の施工を管理する者の氏名		
承継前の事業者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）		
承継の原因となった事実（具体的に記入してください。）		
承継年月日	年　月　日	
申請者の法定代理人の住所及び氏名（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）		

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名することができます。
 2 次の書類を添えてください。
 (1) 申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
 (2) 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し
 (3) 特定埋立事業の承継の原因となった相続、合併又は分割の事実を証する書面
 3 特定埋立事業の承継があった日から30日以内に届け出してください。

第16号様式 (第24条関係)

写真はり付け箇所	12センチメートル
身分証明書 第号	
所属 職名 氏名	年　月　日生
有効期限	年　月　日
上記の者は、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第29条第1項の規定に基づく立入検査等の権限を有する者であることを証明します。	
年　月　日交付	
高知県知事 印	

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するため土地を提供した者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するに必要な限度において土砂等を無償で収去せされること（以下この条において「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1)～(4) 略
 (5) 第29条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 (6) 第29条第1項の規定に基づく検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定に基づく質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 (両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

ハーフメートル

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年5月29日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。
別表第3の3の(2)の表15の(3)の項を削り、同表の3の(2)の表15の(4)の項中「保健所長」を「」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(3)の項とし、同表の3の(2)の表15の(5)の項を15の(4)の項とし、15の(6)の項を15の(5)の項とし、15の(7)の項を15の(6)の項とし、15の(8)の項を15の(7)の項とし、15の(9)の項を15の(8)の項とし、同表の3の(2)の表15の(10)の項中「製造販売業及び製造業」を「製造販売業者及び製造業者」に、「第81条」を「政令第80条第1項第4号」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(9)の項とし、同表の3の(2)の表15の(11)の項中「一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)及び特例販売業の許可及び品目の指定並びに」を「店舗販売業の許可及び許可の更新並びに既存一般販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第2条に規定する既存一般販売業者をいう。以下この項において同じ。)及び既存特例販売業者(同法附則第14条及び第15条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができる者をいう。以下この項において同じ。)に係る業務の」に、「並びに第26条第1項及び第3項ただし書並びに第35条」を「及び第26条」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(10)の項とし、同表の3の(2)の表15の(12)の項中「一般販売業の管理者」を「店舗管理者(既存一般販売業者を含む。以下この項において同じ。)」に、「一般販売業の管理等」を「店舗の管理等」に、「第27条において準用する法第7条第3項ただし書」を「第28条第3項ただし書」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(11)の項とし、同表の3の(2)の表15の(13)の項から15の(15)の項までを削り、同表の3の(2)の表15の(16)の項中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業(既存一般販売業者及び既存特例販売業者に係る業務を含む。以下この項において同じ。)」に、「保健所長」を「」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(12)の項とし、同表の3の(2)の表15の(17)の項中「並びに」を「及び」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(13)の項とし、同表の3の(2)の表15の(18)の項を15の(14)の項とし、15の(19)の項を15の(15)の項とし、15の(20)の項を15の(16)の項とし、15の(21)の項を15の(17)の項とし、15の(22)の項を15の(18)の項とし、同表の3の(2)の表15の(23)の項中「一般販売業者及び特例販売業者」を「店舗販売業者(既存一般販売業者及び既存特例販売業者を含む。(21)及び(24)において同じ。)」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(19)の項とし、同表の3の(2)の表15の(24)の項中「一般販売業者」を「店舗販売業者」に、「薬剤師の増員命令(法第72条の2)」を「業務体制整備命令(法第72条の2第1項)」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(20)の項とし、同表の3の(2)の表15の(25)の項を削り、同表の3の(2)の表15の(26)の項中「一般販売業者及び特例販売業者」を「店舗販売業者」に、「保健所長」を「」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(21)の項とし、同表の3の(2)の表15の(27)の項中「薬局並びに一般販売業」を「薬局の管理者並びに店舗管理者」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(22)の項とし、同表の3の(2)の表15の(28)の項を同表の3の(2)の表15の(23)の項とし、同表の3の(2)の表15の(29)の項中「一般販売業者及び特例販売業者」を「店舗販売業者」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(24)の項とし、同表の3の(2)の表15の(30)の項を15の(25)の項とし、15の(31)の項を15の(26)の項とし、15の(32)の項を15の(27)の項とし、15の(33)の項を15の(28)の項とし、15の(34)の項を15の(29)の項とし、15の(35)の項を15の(30)の項とし、15の(36)の項を15の(31)の項とし、15の(37)の項を15

の(32)の項とし、15の(38)の項を15の(33)の項とし、15の(39)の項を15の(34)の項とし、15の(40)の項を15の(35)の項とし、同表の3の(2)の表15の(41)の項中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に、「交付等」を「交付」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(36)の項とし、同表の3の(2)の表15の(42)の項中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(37)の項とし、同表の3の(2)の表15の(43)の項中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(44)の項中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(45)の項中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(40)の項とし、同項の次に次のように加える。

(41) 薬局開設者からの郵便等販売の届出の受理 (薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第15条の4第2項)						○		"
--	--	--	--	--	--	---	--	---

別表第3の3の(2)の表15の(46)の項及び15の(47)の項を削り、同表の3の(2)の表15の(48)の項中「、(2)、(4)から(10)まで、(17)から(24)まで及び(26)から(45)」を「から(9)まで及び(13)から(41)」に、「一般販売業及び特別販売業」を「店舗販売業」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(42)の項とし、同表の3の(2)の表15の(49)の項中「(48)」を「(42)」に改め、同項を同表の3の(2)の表15の(43)の項とする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年5月29日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和36年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる書類」を「掲げる書類(第5号の販売従事登録証の返納にあっては、当該販売従事登録証)」に改め、「とし、第5号の販売従事登録証の返納の場合は、当該販売従事登録証を削り、同項第5号中「第159条の13まで」を「第159条の13まで並びに薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第7条」に、「一般販売業(卸売一般販売業を除く。次項第3号において同じ。)」を「店舗販売業」に、「薬種商販売業」を「既存薬種商販売業(薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第11条の規定により届け出た者であって、改正法附則第7条の規定により法第36条の4第1項に規定する試験に合格した者とみなされたものに係る業務をいう。次項第3号において同じ。)」に改め、同項第2項中「掲げる書類」を「掲げる書類(第3号の販売従事登録証の返納にあっては、当該販売従事登録証)」に、「書類にあっては」を「書類及び販売従事登録証にあっては」に改め、「とし、第3号の販売従事登録証の返納の場合は、当該販売従事登録証を削り、同項第1号中「卸売一般販売業及び薬種商販売業」を「卸売販売業」に改め、同項第3号中「第159条の13まで」を「第159条の13まで並びに改正法附則第7条」に、「一般販売業」を「店舗販売業」に、「薬種商販売業」を「既存薬種商販売業」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「第141条及び第153条」を「第142条、第149条及び第159条」に改める。

第5条第1項中「又は法第27条において準用する法第7条第3項ただし書の規定による一般販売業に係る店舗の管理者がその店舗以外の場所で業として」を「、法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者(改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者(第7条において「既存一般販売業者」という。)を含む。)がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事すること又は法第35条第3項ただし書の規定による営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他」に、「薬局(一般販売業)管理者兼務許可申請書」を「薬局等管理者兼務許可申請書」に改め、同項第3項中「又は店舗」を「、店舗又は営業所」に、「薬局(一般販売業)管理者兼務廃止届

届」を「薬局等管理者兼務廃止届」に改める。

第7条の見出し中「一般販売業者」を「店舗販売業者等」に改め、同条中「第141条」を「第142条、第149条及び第159条」に、「一般販売業の許可を受けた者」を「店舗販売業者(既存一般販売業者を含む。)、配置販売業者及び卸売販売業者」に改める。

第11条第1項第2号中「別記第10号様式」を「別記第10号様式又は別記第11号様式」に、「同様式」を「別記第10号様式又は別記第11号様式」に改める。

第14条中「別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 削除

別記第2号様式中

「薬局(一般販売業)管理者兼務許可申請書」を

「薬局等管理者兼務許可申請書」に、「(同法第27条において準用する同法第7条第3項ただし書)」を「(第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書)」に、「又は店舗以外の場所で」を「(店舗・営業所)以外の場所で業として薬局(店舗・営業所)の管理その他」に、

「管理している薬局
又は店舗」を「管理している薬
局、店舗又は営業
所」に改め

る。

別記第3号様式中「申請のあった」を「申請のありました」に、「又は店舗以外の場所で」を「(店舗・営業所)以外の場所で業として薬局(店舗・営業所)の管理その他」に、「従事することは」を「従事することについては」に、「(同法第27条において準用する同法第7条第3項ただし書)」を「(第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書)」に改める。

別記第4号様式中

「薬局(一般販売業)管理者兼務廃止届」を

「薬局等管理者兼務廃止届」に、「又は店舗以外の場所で」を「(店舗・営業所)以外の場所で業として薬局(店舗・営業所)の管理その他」に、

「管理している薬局
又は店舗」を「管理している薬
局、店舗又は営業
所」に改め

る。

別記第5号様式中「(第6条、第7条関係)」を「(第6条関

係)」に、「薬局(一般販売業)」を「薬局等」に改める。

別記第10号様式中

「生年月日 年 月 日生」

を

「生年月日 年 月 日」

に改める。

別記第11号様式を別記第12号様式とし、別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式 (第11条関係) 実務経験証明書・実務経験見込み証明書 高知県知事 様		年　月　日		附 則 この規則は、平成21年6月1日から施行する。 <hr/> 高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年5月29日 (掲示済) 高知県規則第62号 高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 高知県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年高知県規則第59号) の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「以下「団体」という」を「以下同じ」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。 2 前項に規定するもののほか、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成20年法律第38号) 第4条第1項の認定を受けた同条第2項第2号ハに規定する中小企業者であって同号ハに掲げる措置を行うもの (認定農商工等連携事業計画 (同条第1項の認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画をいう。第5条において同じ。) の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合にあっては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農商工等連携事業 (同法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業をいう。) として、認定農商工等連携事業者 (同法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者をいう。) である沿岸漁業従事者等が実施する措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。以下「認定中小企業者」という。) に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるものとする。ただし、認定中小企業者が金融保険業を営んでいる場合その他貸付けの対象者として適当でないと知事が認めるときを除く。 第3条第3項中「一沿岸漁業従事者等」を「一沿岸漁業従事者等又は一認定中小企業者」に改める。 第5条中「事業計画書 (別記第2号様式)」を「事業計画書 (別記第2号様式) (農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年法律第45号) 第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画を作成し、同項の認定を受けた沿岸漁業従事者等にあっては当該生産製造連携事業計画の写しを、認定中小企業者にあっては認定農商工等連携事業計画の写しを含む。)」に改める。 第6条第1項中「(以下「運営協議会」という。)」を削り、同条第2項中「貸付けを行わない旨の」を「貸付けをしない」に改め、同条第3項中「運営協議会」を「第1項の沿岸漁業改善資金運営協議会」に改め、「ものとする」を削る。																								
実務経験について、次のとおりであることを証明します。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏　名</th> <th>生年月日</th> <th>年　月　日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住　所</td> <td colspan="3">郵便番号</td> </tr> <tr> <td>薬局、店舗又は配置販売業者の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>業　務　期　間</td> <td colspan="3">年　月～年　月(　年　月間)</td> </tr> <tr> <td>業　務　内　容</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/> 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の管理及び貯蔵に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の陳列及び広告に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務を行っていた。 </td> </tr> </tbody> </table>					氏　名	生年月日	年　月　日	住　所	郵便番号			薬局、店舗又は配置販売業者の名称				薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域				業　務　期　間	年　月～年　月(　年　月間)			業　務　内　容	<input type="checkbox"/> 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の管理及び貯蔵に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の陳列及び広告に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務を行っていた。			
氏　名	生年月日	年　月　日																										
住　所	郵便番号																											
薬局、店舗又は配置販売業者の名称																												
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域																												
業　務　期　間	年　月～年　月(　年　月間)																											
業　務　内　容	<input type="checkbox"/> 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の管理及び貯蔵に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の陳列及び広告に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務を行っていた。																											
注 1 この証明は、薬局、店舗販売業又は配置販売業に係る許可を受けており、許可に必要な薬剤師又は登録販売者の配置の要件を満たしている者が行うようにしてください。 2 「実務経験証明書」又は「実務経験見込み証明書」の不要な方を二重線で消してください。 3 「許可番号」欄は、薬局、店舗販売業又は配置販売業に係る許可証に記載されている番号を記入してください。 4 「電話番号」欄は、この証明の内容について県から照会があった場合に対応することができる者の電話番号を記入してください。 5 「業務期間」欄及び「業務内容」欄は、この証明を受ける者が1月に80時間以上行っていた業務について、その業務に該当する「業務内容」欄の業務の□内に✓を記入し、その業務を行っていた連続した期間を「業務期間」欄に記入してください。																												

<p>第7条中「前条第2項に規定する」を「前条第2項の」に改める。</p> <p>第8条第1項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第3項中「団体である」を「共同で貸付けを受けた」に改める。</p> <p>第10条の見出しを「（償還金の支払猶予）」に改め、同条第1項中「掲げる」を「掲げるいずれかの」に改め、「ものとする」を削り、同項第2号中「団体であるときは」を「借受者が団体である場合にあっては」に改め、同条第2項中「法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする」を「前項の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとする」に改め、同項ただし書中「必要と認めた場合」を「認めたとき」に改める。</p> <p>第11条の見出し中「支払の猶予」を「償還金の支払猶予」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「支払の猶予を行なうかどうか」を「償還金の支払を猶予するかどうか」に改め、同条第2項中「前項の規定により支払の猶予」を「支払猶予」に、「支払の猶予を行わない旨の」を「支払猶予をしない」に改め、同条第3項中「旨の」を削る。</p> <p>第12条第2項中「前項に定める」を「前項の」に改める。</p> <p>第13条中「以下」を「以下この条において」に改める。</p> <p>第14条第3号中「掲げるものの」を「掲げる場合」に改める。</p> <p>第16条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「この規則に定めるもののほか、」を削り、「施行について」を「施行に関し」に改める。</p> <p>別表を次のように改める。</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 経営等改善資金</p> <table border="1" data-bbox="1176 203 2120 1466"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th><th>貸付限度額</th><th>償還期間等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 操船作業省力化機器等設置資金 (自動操舵装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金)</td><td>ア 自動操舵装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ レーダーの設置費用 エ 自動航跡記録装置の設置費用 オ GPS受信機の設置費用</td><td>500万円(自動操舵装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)</td><td>7年以内(据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内(据置期間3年を含む。)、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))</td></tr> <tr> <td>(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 (動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金)</td><td>ア 動力式つり機の設置費用 イ ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ウ ネットホーラー等の揚網機の設置費用 エ 漁業用ソナーの設置費用 オ カラー魚群探知機の設置費用 カ 海水冷却装置の設置費用 キ 卷取りワインチの設置費用 ク 放電式集魚灯の設置費用 ケ 漁業用クレーンの設置費用</td><td>500万円(動力式つり機を設置する場合にあっては1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、卷取りワインチを設置する場合にあっては1台につき70万円(第2条第1項ただし書の知事が別に定めるものの場合にあっては、1台につき300万円)、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円)</td><td>7年以内(据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内(据置期間3年を含む。)、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))</td></tr> <tr> <td>(3) 補機関等駆動</td><td>ア 補機関の設置費</td><td>500万円(補機関を設置する)</td><td>7年以内(据置期間1年以内を含む。)</td></tr> </tbody> </table>	種類	内容	貸付限度額	償還期間等	(1) 操船作業省力化機器等設置資金 (自動操舵装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金)	ア 自動操舵装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ レーダーの設置費用 エ 自動航跡記録装置の設置費用 オ GPS受信機の設置費用	500万円(自動操舵装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内(据置期間3年を含む。)、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))	(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 (動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金)	ア 動力式つり機の設置費用 イ ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ウ ネットホーラー等の揚網機の設置費用 エ 漁業用ソナーの設置費用 オ カラー魚群探知機の設置費用 カ 海水冷却装置の設置費用 キ 卷取りワインチの設置費用 ク 放電式集魚灯の設置費用 ケ 漁業用クレーンの設置費用	500万円(動力式つり機を設置する場合にあっては1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、卷取りワインチを設置する場合にあっては1台につき70万円(第2条第1項ただし書の知事が別に定めるものの場合にあっては、1台につき300万円)、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内(据置期間3年を含む。)、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))	(3) 補機関等駆動	ア 補機関の設置費	500万円(補機関を設置する)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)
種類	内容	貸付限度額	償還期間等														
(1) 操船作業省力化機器等設置資金 (自動操舵装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金)	ア 自動操舵装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ レーダーの設置費用 エ 自動航跡記録装置の設置費用 オ GPS受信機の設置費用	500万円(自動操舵装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内(据置期間3年を含む。)、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))														
(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 (動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金)	ア 動力式つり機の設置費用 イ ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ウ ネットホーラー等の揚網機の設置費用 エ 漁業用ソナーの設置費用 オ カラー魚群探知機の設置費用 カ 海水冷却装置の設置費用 キ 卷取りワインチの設置費用 ク 放電式集魚灯の設置費用 ケ 漁業用クレーンの設置費用	500万円(動力式つり機を設置する場合にあっては1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、卷取りワインチを設置する場合にあっては1台につき70万円(第2条第1項ただし書の知事が別に定めるものの場合にあっては、1台につき300万円)、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内(据置期間3年を含む。)、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))														
(3) 補機関等駆動	ア 補機関の設置費	500万円(補機関を設置する)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)														

<p>機器等設置資金 ((1)及び(2)に掲げる機器等を駆動し、又は作動させるための補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む。以下同じ。）その他の機器等の設置に必要な資金）</p>	<p>用 イ 油圧装置の設置費用</p>	<p>場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき100万円）</p>	<p>間1年以内を含む。）（農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内（据置期間3年を含む。）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。））</p>	
<p>(4) 燃料油消費節減機器等設置資金（推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金）</p>	<p>ア 漁船用環境高度対応機関の設置費用 イ 定速装置の設置費用 ウ 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>1,300万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円）</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）（農商工等連携促進法によるものにあっては9年以内（据置期間3年を含む。）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。））</p>	<p>基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せて行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行ったために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金） イ アと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置及び漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 (ア) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うために必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (イ) 漁獲物の付加価値の向上を行うために必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等）の設置費用</p>
<p>(5) 新養殖技術導入資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ア 養殖施設の設置費用 イ 種苗の購入費用又は生産費用 ウ 飼料の購入費用</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあってはその団体が構成する個人、その者が会社である場合にあってはその会社）1人又は1社につき400万円）</p>	<p>400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあってはその団体が構成する個人、その者が会社である場合にあってはその会社）1人又は1社につき400万円）</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）（農商工等連携促進法によるものにあっては5年以内（据置期間3年を含む。）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。））</p>	<p>(7) 環境対応型養殖業推進資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、又は薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合</p>
<p>(6) 資源管理型漁業推進資金（農林水産大臣が定める</p>	<p>ア 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）（農商工等</p>	<p>2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づくものにあっては、1,200万円） 10年以内（据置期間3年以内を含む。）（農商工等連携促進法によるものにあっては12年以内（据置期間5年を含む。）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。））</p>

程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金)	における次に掲げる費用 ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、餌料倉庫等の購入費用又は設置費用 イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 ウ ア又はイに関する連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固体物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。))		器等設置資金(漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金)	りの設置費用 イ 滑り止めの設置費用 ウ 安全カバー装置の設置費用 エ 揚網機安全装置の設置費用 オ 船上トイレの設置費用	設置する場合にあっては40万円、船上トイレを設置の場合にあっては30万円)	げる費用に係るものにあっては5年以内(据置期間1年以内を含む。)、オに掲げる費用に係るものにあっては3年以内
(8) 乗組員安全機	ア 転落防止用手すり	150万円(揚網機安全装置を	アからエまでに掲	(9) 救命消防設備購入資金(漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金)	ア 膨張式救命いかだの購入費用 イ 救命胴衣の購入費用 ウ 救命浮環又は救命浮輪の購入費用 エ 信号紅炎の購入費用 オ 消火器の購入費用 カ イーパブの購入費用 キ レーダートラنسポンダの購入費用	130万円(膨張式救命いかだを購入する場合にあっては1台につき50万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートラnsポンダを購入する場合にあっては65万円)	アからオまでに掲げる費用に係るものにあっては2年以内、カ及びキに掲げる費用に係るものにあっては5年以内	
				(10) 漁船転覆防止機器等設置資金(漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金)	ア 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 イ 甲板口のコーミングの設置費用 ウ 甲板口の閉鎖装置の設置費用 エ 甲板下の魚槽の設置費用	150万円(漁獲物の横移動防止装置、甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合にあっては100万円)	5年以内(据置期間1年以内を含む。)	
				(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金(レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金)	ア レーダー反射器の購入費用又は設置費用 イ 無線電話の設置費用	120万円(機器を購入し、又は設置する場合にあっては、1件につき40万円)	5年以内	

(12) 漁具損壊防止機器等購入資金 (漁具の標識その他他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金)	漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）の購入費用	個人にあっては1人につき70万円、団体又は会社にあっては1団体又は1社につき130万円	5年以内		利用方式の改善に必要な資金)	室、便所、洗面所等の改造費用 エ 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用		
(13) 船尾魚艤用コンテナ設置資金 (水揚げ作業の時間短縮等のための船尾魚艤内への脱着式コンテナの設置に必要な資金。 ただし、土佐清水市沿岸域のメジカ船に係るものに限る。)	船尾魚艤用コンテナの設置費用	100万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）		(3) 婦人・高齢者活動資金（婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るために、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金）	ア 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 イ 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	1団体につき80万円	3年以内
2 生活改善資金								
種類	内容	貸付限度額	償還期間等		3 青年漁業者等養成確保資金			
(1) 生活合理化設備資金（生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金）	ア し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用 イ 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。以下同じ。）の設置に必要な資材の購入費用 ウ 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	し尿浄化装置又は改良便槽を設置するのに必要な資材を購入する場合にあっては30万円、自家用給排水施設を設置するのに必要な資材を購入する場合にあっては10万円、太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合にあっては10万円	アに掲げる費用に係るものにあっては3年以内、イ及びウに掲げる費用に係るものにあっては2年以内		種類	内容	貸付限度額	償還期間等
(2) 住居利用方式改善資金（家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の	ア 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 イ 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 ウ 衛生施設（浴	150万円	7年以内		(1) 研修教育資金 (青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるために必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるために必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあっては1人につき180万円（月額15万円を限度とし、貸付研修期間は、12月を最大とする。）、国外研修を受ける場合にあっては1人につき100万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
					(2) 高度経営技術	経営方法又は技術の	青年漁業者又はその組織する	5年以内

	習得資金（青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金）	習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ又は制御装置（制御用コンピューター及び各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用等）	団体1人又は1団体につき150万円			別記様式を次のように改める。
	(3) 漁業経営開始資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に、当該経営を開始するために必要な資金）	農林水産大臣が定める基準に基づき、沿岸漁業の経営を開始するために必要な費用（漁船の建造費用、取得費用又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。）	青年漁業者又はその組織する団体1人又は1団体につき2,000万円（第2条第1項ただし書の知事が別に定めるものの場合にあっては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては800万円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）（農林漁業バイオ燃料法によるものにあっては、12年以内（据置期間3年を含む。））		

備考 この表において、「農商工等連携促進法によるもの」とは法の特例に係る中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を、「農林漁業バイオ燃料法によるもの」とは法の特例に係る農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第10条に規定する資金をいう。

別記

第1号様式(第5条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年　月　日

高知県知事様

郵便番号

住　所

ふりがな

氏　名

(印)

(　年　月　日生　歳)

電話番号

(認定沿岸漁業従事者等の住所及び氏名)

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたいので、高知県沿岸漁業改善資金貸付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

事務委託機関	
受付事務取扱機関	年　月　日　番号
受理漁業指導所等	年　月　日　番号

資金名	<input type="checkbox"/> 経営等改善資金 <input type="checkbox"/> 生活改善資金 <input type="checkbox"/> 青年漁業者等養成確保資金	事業費	申請額
		千円	千円
資金種類			
貸付内容			

連帯保証人	住所	氏名	詳細については、別紙連帯保証人調書のとおり

償還期間	据置期間	償還期日	償還計画											
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
年	年	月　日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申請者の概要	
事業の開始時期	
漁業種類	
主な魚種	

注 1 申請者が認定中小企業者の場合は、「認定沿岸漁業従事者等の住所及び氏名」欄に認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等の住所及び氏名を記入してください。

2 「資金種類」欄は、高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別表の資金の種類を記入してください。

第2号様式(第5条関係)

(その1)

事業計画書
 (経営等改善資金のうち新養殖技術導入
 資金、資源管理型漁業推進資金及び環
 境対応型養殖業推進資金以外の資金用)

1 購入設置計画

メーカー名称及び型式名称	
購入設置機器等の内容	
購入設置機器等の台(セット)数	
購入設置機器等の単価	円(複数購入設置をする場合に記入してください。)
施工者名称	
購入又は設置の予定時期	年　月

2 装備する漁船

登録番号		進水年月日	年　月　日
船名		所有者氏名	
総トン数	トン	備考	

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金
千円	千円	千円	千円

注 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙の収支計画を添えてください。ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金又は漁具損壊防止機器等購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差し支えありません。

(その2)

事業計画書（新養殖技術導入資金用）

1 総括表

申請者	()			購入設置費	Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ 千円	
養殖水産動植物の種類				申請額	千円	
内訳	養殖施設の内容	施設名（メーカー 一名称）	数量	単価	金額	購入又は設置の予定時期
				円	千円 Ⓐ	年 月 日～ 年 月 日
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期 購入先
		cm		円	千円 Ⓑ	年 月 日
	種苗の生産	費	費	費	合計	生産 数量 生産時期
		千円	千円	千円	千円 Ⓒ	年 月 ～ 年 月
	餌料の購入	餌料の 種類	数量	単価	金額	購入時期 購入先
		kg	円	千円 Ⓓ	千円	年 月 日
	その他					
	養殖技術の内容					
	経営の概況	現在				
		今後				

- 注 1 申請者が認定中小企業者の場合は、「申請者」欄に認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等の氏名を括弧内に記入してください。
- 2 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。
- 3 「養殖技術の内容」欄は、新品種養殖技術、沈下式（又は浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入してください。
- 4 「経営の概況」欄は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等について記入してください。

2 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金
千円	千円	千円	千円

注 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙の収支計画を添えてください。

(その3)

事業計画書（資源管理型漁業推進資金用）

1 総括表

申請者	購入又は設置をする機器等			購入設置費 千円	申請額 千円
	種類及び名称	台数	単価 円		
()					

注 申請者が認定中小企業者の場合は、「申請者」欄に認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等の氏名を括弧内に記入してください。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	装備する漁船
					登録番号
					船名
					総トン数
					進水年月日
					所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種 開発・利用の方法	漁獲時期	月～月

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	購入又は設置の予定期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

- ア 活魚出荷を行う場合
(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	トン
活魚出荷の方法				

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	購入又は設置の予定期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

イ 加工を行う場合

- (ア) 加工の内容

対象魚種		加工量(原料魚)	年間	トン
加工の方法				

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	購入又は設置の予定期

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金
千円	千円	千円	千円

注 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添えてください。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、収支計画の添付は不要です。

(その4)

事業計画書（環境対応型養殖業推進資金用）

1 総括表

申請者	購入又は設置をする機器等		購入設置費	申請額
	種類及び名称	台数		
()			円 千円	千円

注 申請者が認定中小企業者の場合は、「申請者」欄に認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等の氏名を括弧内に記入してください。

2 実施計画

(1) 養殖漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖種類	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	購入又は設置の予定期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

注 申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等が取り組む内容について記入してください。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	購入又は設置の予定期

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置の予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置の予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	購入設置機器等の内容	購入又は設置の予定期

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金
千円	千円	千円	千円

注 養殖漁場管理適正化管理協定の写し及び別紙の収支計画を添えてください。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、収支計画の添付は不要です。

(その5)

事業計画書（生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用）

1 総括表

申請者		家族員	構成 (うち沿岸漁業の従事者 人)
		世帯主との続柄	
経営の概況			

- 注 1 「家族員」欄の「構成」は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」等と記入してください。
 2 「経営の概況」欄は、基幹的な漁業種類、漁船漁業の場合は使用漁船の総トン数別の隻数及び定置網の統数、養殖業の場合は養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等について簡潔に記入してください。

2 事業計画

事業の種類及び種目	改善を必要とする理由	施工予定			
		着工	年	月	日
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	完了	年	月	日
工事内容	資材購入費		千円		
	工事費		千円		
	合計		千円		

- 注 1 「事業の種類及び種目」欄は、高知県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定するもののうち、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（例えば、し尿浄化装置）を記入するとともに、住居利用方式改善資金の場合は、改善箇所の名称（例えば、居室、炊事施設）を具体的に記入し、改善箇所が2以上あるときは、その主要なものに◎印を付けてください。
 2 「工事内容」欄は、面積、構造、仕上げの種類、数等について記入してください。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金	
千円	千円	千円	千円	

注 「備考」欄は、過去における住宅金融公庫資金の借入れの有無等を記入してください。

4 水産業普及指導員の意見

--

(その6)

事業計画書（婦人・高齢者活動資金用）

1 総括表

申請主体の名称	代表者氏名	参加人員		
		総計	男	女
		人	人	人

申請主体の概況

注 構成員の年齢構成については、「申請主体の概況」欄に記入してください。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
計				

注 「活動の態様」欄は、例えば、まだい養殖、うに加工等と記入してください。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金	
千円	千円	千円	千円	

4 意見（水産業普及指導員の意見）

--

(その7)

事業計画書（研修教育資金用）

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
申請額	人	千円	
研修を受ける機関名又は漁家名（国外研修の場合、派遣機関名）			
研修を受ける機関又は漁家の所在地又は住所（国外研修の場合、派遣機関がある国名）			
研修の名称（研修コース名）	教育・試験研究機関等研修 （研修コース名）		
研修期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		

2 従業者の技能改善計画（使用者）

	現況 (年 月 日)	過去3年の実績	将来計画			
			年度	年度	年度	計
従業員数	人	人	人	人	人	人
研修機関（部門）						
研修人員						
研修機関（部門）						
研修人員						
研修人員計						

注 将来計画は、3年間について記入してください。

(その8)

事業計画書（高度経営技術習得資金用）

1 総括表

申請者	購入又は設置をする機器			購入設置費	申請額
	種類及び名称	台数	単価		
		円		円	千円

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の利用計画	
-------------	--

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金
千円	千円	千円	千円

(その9)

事業計画書(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者		購入設置費	円
開始する漁業の種類		申請額	千円
内訳	建造、取得又は改造の別	トン数 馬力数	金額 建造、取得又は改造の予定時期
	t ps	千円	年月日～年月日
漁具の購入	漁具の名称(メー カ一名称)	数量 単価	金額 購入又は設置の予定時期
		円 千円	年月日～年月日
機器等(漁具を 除く。)の購入	機器等の名称	数量 単価	金額 購入又は設置の予定時期
		円 千円	年月日～年月日
餌料の購入	餌料の種類	数量 単価	金額 購入時期 購入先
		kg 円	千円 年月日
燃料の購入	燃料の種類	数量 単価	金額 購入時期 購入先
		円 千円	年月日
その他			

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成及び労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日 数(予定)	漁業従事内 容(予定)	備考(漁業関係経 歴:学校、研修、 雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船 トン数	漁獲量 トン	販売金額 千円	左の経営内容に達す るまでの年次計画
			トン	トン	千円	
合計						

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記入してください。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善 資金	自己資金	その他の資金	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

注 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入してください。

2 別紙の収支計画を添えてください。

3 経営の基本的方針(将来構想を含みます。)

注 沿岸漁業改善資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入してください。

(その10)

事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）

(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者		購入設置費	円
養殖水産動植物の種類		申請額	千円
内訳	漁船の建造、取得又は改造の別	建造、取得又は改造の予定時期	
	建造、取得又は改造の別 馬力数	トン数 t ps	金額 千円
			年 月 日～ 年 月 日
養殖施設の内容	施設名（メーカー名称）	数量	単価 円
			金額 千円
			購入又は設置の予定時期 年 月 日～ 年 月 日
種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価 円
			金額 千円
			購入時期 年 月 日
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価 円
			金額 千円
			購入時期 年 月 日
その他			

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成及び労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数（予定）	漁業従事内容（予定）	備考（漁業関係経歴：学校、研修、雇われ漁業等）
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画（年間）

養殖魚種	養殖方法	期間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
				トン	千円	
合計						

注 各項目は、養殖魚種ごとに記入してください。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

注 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入してください。

2 別紙の収支計画を添えてください。

3 経営の基本的方針（将来構想を含みます。）

注 沿岸漁業改善資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入してください。

(その11)

事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者		購入設置費	円
開始する漁業の種類		申請額	千円
内訳	漁船の改造	トン数 馬力数	金額 改造の予定時期
		t ps	千円 年月日～年月日
漁具の購入	漁具の名称(メー カ一名称)	数量	単価 金額 購入又は設置の予定時期
			円 千円 年月日～年月日
機器等(漁具を 除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価 金額 購入又は設置の予定時期
			円 千円 年月日～年月日
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価 金額 購入時期 購入先
		kg	円 千円 年月日
燃料の購入	燃料の種類	数量	単価 金額 購入時期 購入先
			円 千円 年月日
その他			

2 自家経営の概要

申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額	漁業所得	千円
					漁業外所得	千円
	計				計	千円

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要及び将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数 トン	漁獲量 トン	販売実績 千円
合計					

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記入してください。

(3) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法		備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	
1年目		千円	千円	千円	千円
2年目					
3年目					
合計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入してください。

(その12)

事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）

(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者		購入設置費	円
養殖水産動植物の種類		申請額	千円
内訳	漁船の改造	トン数 馬力数	金額
		t ps	千円 年 月 日～年 月 日
養殖施設の内容	施設名（メーカー名称）	数量	単価
		円	千円 年 月 日～年 月 日
種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価
	cm	円	千円 年 月 日
飼料の購入	飼料の種類	数量	単価
	kg	円	千円 年 月 日
その他			

2 自家経営の概要

申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得		
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額	千円	漁業所得 漁業外所得	千円
計				トン			計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要及び将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量 トン	販売実績 千円
合計					

注 各項目は、養殖魚種ごとに記入してください。

(3) 資金計画

年次	事業内容 機器等の種類	金額	資金調達方法		備考
			沿岸漁業改善 資金	自己資金 その他の資金	
1年目		千円	千円	千円	千円
2年目					
3年目					
合計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入してください。

(別紙)

収支計画

(年度は、月から月までとする。) (単位：千円)

漁業 部門	収 入	前年度実績 (年度)	今後の計画		
			年度	年度	年度
水揚高					
合計 (A)					
販売手数料					
燃料費					
漁具費					
餌料費					
水代					
修理費					
漁船保険料					
乗組員給与等					
公租公課					
沿岸漁業改善資金償還金					
その他借入償還金 (主なもの)					
合計 (B)					
差引き収支(A - B = C)					
[減価償却費]	[]	[]	[]	[]	

漁業 以外 の収 支	収入 (内訳)	()	()	()	()
	支出				
	差引き収支 (D)				
	収支計 (C + D)				

過去2年間(前々年度及び前々々年度)の漁業収支実績

年度別	水揚高	経費	収支	備考
年度				
年度				

注 1 「今後の計画」欄は、2年度目以降の計画は、漁業経営開始資金又は600万円を超える借入れの場合にのみ記入してください。

2 減価償却費は、「減価償却費」欄に記入し、「支出」欄には記入しないでください。

第3号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

様

高知県知事



先に申請のありました沿岸漁業改善資金の貸付けについては、次のとおり決定します。

事務委託機関	受付事務取扱機関	漁業指導所等

資金名	資金種類	貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期限	年 月 日		
償 還 方 法	償還期日	金額	摘要
第1回	年 月 日	千円	
第2回	年 月 日		
第3回	年 月 日		
第4回	年 月 日		
第5回	年 月 日		
第6回	年 月 日		
第7回	年 月 日		
第8回	年 月 日		
第9回	年 月 日		
第10回	年 月 日		
第11回	年 月 日		
第12回	年 月 日		
計			
担保物件			
連帯保証人			

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付年月日	年 月 日

注 債還期日に償還金を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって
債還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収します。

備考 この通知書は、申請者に対して通知する場合のものとする。

第4号様式(第7条関係)

収入証紙はり付け箇所

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日
貸付決定	番号 第 号
	年月日 年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金名及び資金種類						
借受者の氏名又は名称		借受者の住所				
借入金額		償	第1回	年	月	日
千円		還	第2回	年	月	日
期		第3回	年	月	日	千円
日		第4回	年	月	日	千円
及		第5回	年	月	日	千円
び		第6回	年	月	日	千円
償還期限		第7回	年	月	日	千円
年 月 日		第8回	年	月	日	千円
額		第9回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円
		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。については、高知県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知し、償還期日に相違なく借入金を償還します。

年 月 日
高知県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者の職・氏名 印

上記沿岸漁業改善資金の借用について、次の者は、高知県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知し、借受者と連帯して債務の責任を負います。

氏名	印	住所

氏名	印	住所

注 「資金名及び資金種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別表の資金の種類を記入してください。

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、高知県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかるわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。
- (1) 乙がこの借入金をこの借用証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
 - (2) 乙が沿岸漁業改善資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (3) 乙について仮差押えの執行、差押えの申立て若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
 - (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (6) 乙が甲に対して数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
 - (7) この借入金により改良し、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (8) 乙が高知県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの借用証書又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対して事業実施報告書を提出しなければならない。この場合において、乙が共同で貸付けを受けた者であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

- 2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告しなければならない。
(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認するものとする。
(違約金)

第4条 乙は、償還期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第10条の規定に基づく支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。
(担保の提供)

第5条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この借用証書に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供しなければならない。
(担保の保全)

第6条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは質貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

- 2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。
(担保の追加等)

第7条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならぬ。

- 2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適當と認めるときは、これに応ずるものとする。
(連帯保証人)
- 第8条** 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責任を負う。
(保証人の追加等)
- 第9条** 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならぬ。
2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適當と認めるときは、これに応ずるものとする。

第5号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

㊞

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

先に借り受けた沿岸漁業改善資金については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借入状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入年月日	資金名	借入金額
年 月 日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 経営等改善資金 <input type="checkbox"/> 生活改善資金 <input type="checkbox"/> 青年漁業者等養成確保資金	千円

2 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日	事業実施場所	変更理由	
事業内容						
事業計画			事業実績			
数量	単価	購入設置費	数量	単価	支払金額	
	円	千円		円	千円	

注 1 「事業実施場所」欄は、借受者の住所地以外の場所で実施した場合にのみ記入してください。

2 「事業内容」欄は、貸付対象機器等を詳細に記入し、当初計画より変更がある場合は、変更後の内容を記入し、その理由を「変更理由」欄に記入してください。

3 「事業計画」欄及び「事業実績」欄の単価は、複数設置する場合にのみ記入してください。当初計画から変更がある場合は、その理由を「変更理由」欄に記入してください。

4 請求書、領収書及び支払等を確認することができる書類（預金通帳の写し等）を添えてください。

3 資金調達の実績

△	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他の資金
申請計画実績	千円	千円	千円	千円

注 共同で貸付けを受けた場合は、個人別明細表を添えてください。

4 事業費等の確認（この欄は、確認した機関が記入してください。）

確認の証明	上記の報告内容が相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 確認者職・氏名
-------	--

5 備考

第6号様式（第10条関係）

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

印

年 月 日付けで貸付決定（貸付決定番号 ）を受け、沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、次のとおり支払の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

資金名及び資金種類				
借受者の氏名又は名称		借受者の住所		
借入金額	千円			
当初の償還方法	償還期間			金額
	第1回	年	月	日
	第2回	年	月	日
	第3回	年	月	日
	第4回	年	月	日
	第5回	年	月	日
	第6回	年	月	日
	第7回	年	月	日
	第8回	年	月	日
	第9回	年	月	日
	第10回	年	月	日
	第11回	年	月	日
	第12回	年	月	日
変更後の償還方法	償還期間			金額
	第1回	年	月	日
	第2回	年	月	日
	第3回	年	月	日
	第4回	年	月	日
	第5回	年	月	日
	第6回	年	月	日
	第7回	年	月	日
	第8回	年	月	日
	第9回	年	月	日
	第10回	年	月	日
	第11回	年	月	日
変更理由				

注 1 「資金名及び資金種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別表の資金の種類を記入してください。

2 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入してください。

3 それぞれの理由に応じた知事が指定する者の証明書等を添えてください。

第7号様式（第11条関係）				附 則 (施行期日)																																																																																																																																																	
沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書		猶予決定番号 第 年 月 日		1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)																																																																																																																																																	
様		高知県知事 印		2 この規則による改正前の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別記様式は、この規則による改正後の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。																																																																																																																																																	
年 月 日付けで貸付決定（貸付決定番号 ）をしました沿岸漁業改善資金について、次のとおり支払の猶予を決定します。				告 示																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金名及び資金種類</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th colspan="2">借受者の氏名又は名称</th> <th colspan="2">借受者の住所</th> </tr> <tr> <th colspan="2">借入金額</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">当初の償還方法</td> <th colspan="2">償還期間</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>第1回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第9回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第10回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第11回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第12回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr> <td rowspan="13">変更後の償還方法</td> <th colspan="2">償還期間</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>第1回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第9回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第10回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第11回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> <tr><td>第12回</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>千円</td></tr> </tbody> </table>		資金名及び資金種類				借受者の氏名又は名称		借受者の住所		借入金額		千円		当初の償還方法	償還期間		金額	第1回	年	月	日	千円	第2回	年	月	日	千円	第3回	年	月	日	千円	第4回	年	月	日	千円	第5回	年	月	日	千円	第6回	年	月	日	千円	第7回	年	月	日	千円	第8回	年	月	日	千円	第9回	年	月	日	千円	第10回	年	月	日	千円	第11回	年	月	日	千円	第12回	年	月	日	千円	変更後の償還方法	償還期間		金額	第1回	年	月	日	千円	第2回	年	月	日	千円	第3回	年	月	日	千円	第4回	年	月	日	千円	第5回	年	月	日	千円	第6回	年	月	日	千円	第7回	年	月	日	千円	第8回	年	月	日	千円	第9回	年	月	日	千円	第10回	年	月	日	千円	第11回	年	月	日	千円	第12回	年	月	日	千円	高知県告示第413号 昭和54年12月高知県告示第729号（高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め）の一部を次のように改正する。 平成21年5月29日（掲示済） 高知県知事 尾崎 正直 「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。 第1の表1の項中「限る」を「限る。」認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた同条第2項第2号ハに規定する中小企業者であって同号ハに掲げる措置を行うもの（認定農商工等連携事業計画（同条第1項の認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画をいう。）の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体にあっては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農商工等連携事業（同法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業をいう。）として、認定農商工等連携事業者（同法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者をいう。）である沿岸漁業従事者等（沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営むる漁業生産組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）をいう。）が実施する措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。）をいう。以下同じ」に改め、同表6の項中「限る。」を「限る。」認定中小企業者」に改め、同表中 「 <table border="1"><tr><td>8 乗組員安全機器等設備資金</td><td>1と同じ。</td></tr><tr><td>9 救命消防設備購入資金</td><td>1と同じ。</td></tr><tr><td>10 漁船転覆防止機器</td><td></td></tr></table>		8 乗組員安全機器等設備資金	1と同じ。	9 救命消防設備購入資金	1と同じ。	10 漁船転覆防止機器	
資金名及び資金種類																																																																																																																																																					
借受者の氏名又は名称		借受者の住所																																																																																																																																																			
借入金額		千円																																																																																																																																																			
当初の償還方法	償還期間		金額																																																																																																																																																		
	第1回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第2回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第3回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第4回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第5回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第6回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第7回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第8回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第9回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第10回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第11回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第12回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
変更後の償還方法	償還期間		金額																																																																																																																																																		
	第1回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第2回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第3回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第4回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第5回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第6回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第7回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第8回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第9回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第10回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第11回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
	第12回	年	月	日	千円																																																																																																																																																
8 乗組員安全機器等設備資金	1と同じ。																																																																																																																																																				
9 救命消防設備購入資金	1と同じ。																																																																																																																																																				
10 漁船転覆防止機器																																																																																																																																																					
備考 1 「資金名及び資金種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別表の資金の種類を記入する。 2 この通知書は、申請者に対して通知する場合のものとする。																																																																																																																																																					

に改める。

高知県告示第426号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変更前	変更後
-----	-----

8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営む漁業協同組合 沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。) 沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。)
9 救命消防設備購入資金	8と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。
13 船尾魚艤用コンテナ設置資金	8と同じ。

大字	字	地番区域	大字	字	ワラビ川	138の一部	内垣ノ内	鳥居窪
仕出原	ホッ京ダ	15の1の一部	仕出原	カミギレ	清源ダ	115の2の一部		
	ヘウタソダ	75の2の一部、76の1の一部、76の2の一部			内垣ノ内	120の1の一部、120のロの一部、123のイの一部、123のロの一部、124の一部、125の一部、126の一部、128の一部		
	マトバ	79の2の一部、80の一部			ワラビ川	135の一部		
宮内	ヒヤウタンダノ内	1189の一部			沖屋敷	140の一部、141、142の一部、143の一部、144、145、146の一部		
仕出原	カミギレ	57の2の一部、58の一部	ホッ京ダ		内垣ノ内	123のイの一部、123のロの一部	曾理田	
		60のイの一部、61の一部	マトバ		宮内	宮ノ窪		
	ヘウタソダ	75の2の一部、76の1の一部、76の2の一部、77の2			仕出原	850に隣接する道路である町有地の一部		
宮内	ヒヤウタンダノ内	1189の一部	谷屋敷		内垣ノ内	124の一部	桜ノ本	
仕出原	マトバ	89のイの一部、89のロの一部、90の1の一部			鳥居窪	149の一部、150の一部、152の一部、153の一部、154の一部		
	谷屋敷	91の1の一部、91のハの一部、92のイの一部、92のロの一部	沖屋敷		曾理田	169の一部		
	清源ダ	103のロ、103の3、104の1、105、106のイ、106のロ、107の1、107のロ、107の3、108の2、109の1、115の2の一部			内垣ノ内	126の一部、127の一部、128の一部	ワラビ川	
内垣ノ内		119の1の一部、119のロの一部、127の一部、128の一部、129			沖屋敷	130の一部、139、140の一部、142の一部、143の一部、146の一部		
					曾理田	186に隣接する道路及び水路である町有地の一部	宮内	宮ノ窪
					大門口	218の一部		

	曾理田	字大門口218及び219の1に隣接する道路及び水路である町有地の全部	仕出原 春次作 女郎田	大門口	<p>次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。</p> <p>平成21年6月9日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 須崎市野見字北山177の14</p> <p>2 保安林として指定された目的 魚つき</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>高知県告示第429号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。</p> <p>なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>平成21年6月9日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>(1) 標柱を設置した土地の地番</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標柱番号</th><th>所在地</th><th>地番</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>安芸郡安田町与床字服部</td><td>144</td></tr> <tr> <td>2</td><td>" " " "</td><td>763-イ</td></tr> <tr> <td>3</td><td>" " " 字見カゲ</td><td>61-14</td></tr> <tr> <td>4</td><td>" " " 字服部</td><td>761-イ</td></tr> <tr> <td>5</td><td>" " " 字中島</td><td>104-1 地先</td></tr> <tr> <td>6</td><td>" " " "</td><td>140-1</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 区域</p> <p>標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成21年度登録販売者試験を次のとおり行う。</p> <p>平成21年6月9日</p>	標柱番号	所在地	地番	1	安芸郡安田町与床字服部	144	2	" " " "	763-イ	3	" " " 字見カゲ	61-14	4	" " " 字服部	761-イ	5	" " " 字中島	104-1 地先	6	" " " "	140-1	高知県知事 尾崎 正直
標柱番号	所在地	地番																									
1	安芸郡安田町与床字服部	144																									
2	" " " "	763-イ																									
3	" " " 字見カゲ	61-14																									
4	" " " 字服部	761-イ																									
5	" " " 字中島	104-1 地先																									
6	" " " "	140-1																									
宮内	宮ノ窪	850の一部、851の2の一部、851の3																									
仕出原	女郎田	245に隣接する道路である町有地の一部																									
	春次作	264の一部																									
宮内	宮ノ奥	1180																									

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の一部を含むものとする。

高知県告示第427号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成21年5月28日付けで次のとおり行った。

平成21年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成21年9月13日(日)
高知市本町一丁目6-24 高知商工会館
 - 第2型研修及び講習の受付期間
平成21年7月21日(火)から同年8月14日(金)まで
 - 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
 - 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
 - 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市本町一丁目5-8 島崎ビル2階
財団法人高知県生活衛生営業指導センター
- 高知県告示第428号

- 高知県知事 尾崎 正直
- 試験の日時
平成21年10月31日(土)午前10時30分から午後3時40分まで
 - 試験の場所
高知市永国寺町5番15号 高知県立高知女子大学永国寺キャンパス(受験者が多数の場合は、試験の場所を追加することがある。)
 - 試験手数料
15,000円(高知県収入証紙を受験申請書にはり付けること。)
 - 受験申請書の提出期間
平成21年7月21日(火)から同年8月3日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成21年8月3日付けの消印のあるものまで受け付ける。
 - 受験申請書の提出先
 - 県内に居住する者は、住所地を所管する保健所。ただし、住所地が高知市である場合にあっては、高知県健康政策部医療薬務課
 - 県外に居住する者は、高知県健康政策部医療薬務課
 - 合格者の発表
平成21年12月8日(火)午後1時30分に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合否を通知する。
また、高知県健康政策部医療薬務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
 - その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部医療薬務課(電話番号088-823-9682)に問い合わせること。
- ~~~~~
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から窪川四万十地区(仕出原換地区)の換地処分を平成21年5月11日に行った旨の届出があった。
- 平成21年6月9日
- 高知県知事 尾崎 正直
-
- 入札公告**
-
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
- 平成21年6月9日

<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 高知県土木行政総合情報システム用サーバ 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成21年10月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>(4) 納入期限 平成21年9月18日(金)</p> <p>(5) 納入場所 高知市(別に指定する場合)</p> <p>(6) 入札方法</p> <p>ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) この入札公告に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制(アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札参加者以外の者が担保する場合を含む。)が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20</p>	<p style="text-align: right;">高知県土木部建設管理課設計基準担当 電話番号088-823-9826</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成21年6月9日(火)から同月26日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成21年7月28日(火)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年7月27日(月)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁地下第3及び第4会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、平成21年6月29日(月)午後5時30分までに競争入札参加申請書を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。 また、この入札公告に示した物品の機能等証明書及び納入することができることを証明する書類を平成21年7月21日(火)までに提出しなければならない。 なお、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望する者は、知事が別に定める申請書に必要書類を添</p>	<p>えて、高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。 ただし、平成21年6月22日(月)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を必ず申し出ること。</p> <p>(8) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Public Works General Information System Server 1 set</p> <p>(2) Deadline for tender (by mail) : 4:00 P.M. on Monday 27 July 2009</p> <p>(3) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Tuesday 28 July 2009</p> <p>(4) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9826</p>
---	--	---

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平19・12・7	9001	○告示	2	右 (40)	<u>1,169.17</u>	<u>1167.17</u>
平21・5・29	9144	◎規則	2	中 (10)	<u>認定農商工等連携事業者</u>	<u>認定連携先農商工等連携事業者</u>